

令和5年3月吉日

お客様各位

甲府信用金庫

## 電子記録債権（でんさい）サービスの機能改善について

当金庫はでんさいサービスの機能改善の取扱を下記のとおり開始いたします。

株式会社全銀電子債権ネットワークでは、既に令和5年1月10日より改善済みですが、当金庫は下記の開始日から取扱を開始いたします。

### 記

1. 取扱開始日 令和5年4月3日（月）

### 2. 改善内容

(1) 債務者請求方式における記録請求の制限期間の短縮

債務者請求方式における記録請求の制限期間を支払期日の7営業日前から最短で3営業日前までに短縮されます。これにより、支払期日の3営業日前の日まで発生記録請求と譲渡記録請求が可能となります。

(2) 債権金額下限の引き下げ

でんさいを発生させる際の債権金額の下限を、1万円以上から1円以上に引き下げられます。これにより、1円から発生記録請求と譲渡記録請求が可能となります。

\*機能改善の詳細については次ページでご確認願います。

### 3. 規定等の改正

上記、機能改善に伴い、株式会社全銀電子債権ネットワーク制定の規程等が改正されました。改正の詳細については、【甲府しんきん電子記録債権サービスに関するお知らせ】からご確認願います。

以上

問合せ・照会  
甲府信用金庫  
事務統括部 事務集中課  
055-231-2811

## 【機能改善の詳細】

支払期日の3営業日前の日まで発生記録請求と譲渡記録請求が可能となります。

支払期日の3営業日前の日までを記録日とする発生記録請求(債務者請求方式)と譲渡記録請求が可能となります。ただし、この場合の債権者による発生記録の単独取消と譲受人による譲渡記録の単独取消の可能期間が支払期日の3営業日前の日までとなります。

注)債権者請求方式による発生記録請求はこれまでどおり支払期日の7営業日前までとなります。  
今回の機能改善(債権金額下限の引下げを含む)は記録請求者の窓口金融機関が対応している場合に限りです。

発生記録請求(債務者請求方式) 譲渡記録請求	電子記録日 ※以下「記」書きは記録日									決済情報 提供日	口座間送 金決済日	支払等 記録日
	7 営業 日 前	6 営業 日 前	5 営業 日 前	4 営業 日 前	3 営業 日 前	2 営業 日 前	1 営業 日 前	支 払 期 日	1 営業 日 後	2 営業 日 後	3 営業 日 後	
7営業日前の日に請求 単独取消期間:5日	記 ①	②	③	④	⑤	x	x	x	x	x	x	変更なし
6営業日前の日に請求 単独取消期間:4日		記 ①	②	③	④	x	x	x	x	x	x	新たに可能 になる期間
5営業日前の日に請求 単独取消期間:3日			記 ①	②	③	x	x	x	x	x	x	
4営業日前の日に請求 単独取消期間:2日				記 ①	②	x	x	x	x	x	x	
3営業日前の日に請求 単独取消期間:1日					記 ①	x	x	x	x	x	x	
2、1営業日前の日に請求:不可 単独取消期間:不可						x	x	x	x	x	x	

上記に併せて、債権金額の下限を引下げ、1円から発生記録請求および譲渡記録請求が可能となります。

以上